

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

目次	
高知県人事委員会規則	ページ
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	1
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	1
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	6
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7

-----  
人事委員会規則  
-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第5号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「の日数」を「並びに職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項並びに警察職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数」に改める。

第3条の4第1項中第8号を第9号とし、第4号から第7号ま

でを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第6条の4第1項中「又は高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）第4条」を「、高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）第4条又は高知県職員の修学部分休業に関する条例（令和7年高知県条例第39号）第3条」に改める。

第6条の5第3項第1号中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第11条第1項中「週休日」を「週休日（常勤の職員にあっては、週休日及び勤務時間を割り振らない日）」に改める。

別表第2の3の表中「週休日」を「週休日等」に改め、同表備考2中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「同条」を「同条第1項」に、「週休日」を「週休日等」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、同表備考2の前に次のように加える。

1 「週休日等」とは、週休日及び勤務時間を割り振らない日をいう。

**附則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第6号**

**人事記録に関する規則の一部を改正する規則**

人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中51の項を52の項とし、50の項を51の項とし、49の項を50の項とし、48の項を49の項とし、

47	配偶者同行休業	高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業を承認する場合をいう。
----	---------	-------------------------------------------------

を

47	自己啓発等	高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第
----	-------	-------------------------------------

休業	2条の規定に基づき自己啓発等休業を承認する場合をいう。
48	配偶者同行休業
	高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業を承認する場合をいう。

に改める。

**附則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第7号**

**通勤手当に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「を受け、」を「を受け、高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をし、」に改める。

第13条第2項第2号中「を受け、」を「を受け、高知県職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をし、」に改める。

**附則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第8号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）自己啓発等休業職員（高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づ

き自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員をいう。)

第5条第2項第2号中「第1条第6号及び第8号」を「第1条第6号、第7号及び第9号」に改め、同項第5号中「高知県職員の高齢者部分休業に関する条例」を「高知県職員の修学部分休業に関する条例（令和7年高知県条例第39号）第2条第1項による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間及び高知県職員の高齢者部分休業に関する条例」に改める。

第7条第4号中「第1条第6号及び第8号」を「第1条第6号、第7号及び第9号」に改める。

第11条第2項第2号中「第1条第6号及び第8号」を「第1条第6号、第7号及び第9号」に改め、同項第6号中「週休日、」を「週休日、職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項並びに警察職員の勤務時間条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

**附 則**  
(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年高知県人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第11条第2項第11号を同項第12号とする改正規定中「同項第12号」を「同項第13号」に改める。  
第11条第2項第10号の次に1号を加える改正規定中「1号」を「2号」に、  
「(11) 短時間勤務制度に関する条例（令和7年高知県条例第32号）第3条第4項の規定による働き方支援休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間」  
を  
「(11) 高知県職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間  
(12) 短時間勤務制度に関する条例（令和7年高知県条例第32号）第3条第4項の規定による働き方支援休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間」  
に改める。

~~~~~

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月13日  
高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第9号**  
**管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**  
管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
別記様式を次のように改める。

**別記様式（第4条関係）**

管理職員特別勤務実績簿

| 所属                                                                                             | 勤務の内容 | 勤務の開始時刻及び終了時刻          | 氏名 | 管理職手当の区分 |      |                                          | 勤務者確認<br>認欄 | 確認者<br>認欄 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------|----|----------|------|------------------------------------------|-------------|-----------|
|                                                                                                |       |                        |    | 休憩等の時間   | 実働時間 | 週休日の振替等を行<br>うことができなかった理由（第1項の勤<br>務の場合） |             |           |
| <input type="checkbox"/> 第1項の勤務<br>（週休日等）<br><input type="checkbox"/> 第2項の勤務<br>（週休日等以<br>外の日） |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |
|                                                                                                |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |
| <input type="checkbox"/> 第1項の勤務<br>（週休日等）<br><input type="checkbox"/> 第2項の勤務<br>（週休日等以<br>外の日） |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |
|                                                                                                |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |
| <input type="checkbox"/> 第1項の勤務<br>（週休日等）<br><input type="checkbox"/> 第2項の勤務<br>（週休日等以<br>外の日） |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |
|                                                                                                |       | 月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで | 時間 | 分        | 時間   |                                          |             |           |

備考 1 「第1項の勤務」とは管理職員特別勤務手当の条項第1項の勤務を、「第2項の勤務」とは管理職員特別勤務手当の条項第2項の勤務をいう。

2 「週休日の振替等」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第6条第1項（同条例第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第6条第1項（同条例第2項において読み替えて準用する場合を含む。）又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第6条第1項（同条例第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき週休日の振替等をいう。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第10号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者）

**第2条** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者は、あらかじめ高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が任命権者と協議して、別に定めるものとする。

第2条の次に次の5条を加える。

（条例第4条第3項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

**第2条の2** 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第4条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第4条第3項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第2条の6までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第4条第3項の申告（以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、人事委員会が別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

(1) 第2条の6第1項に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

(2) 1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき1日を限度として職員が指定する日（第4号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、休日（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が別に定める日については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。
- (4) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（任命権者が、職員が勤務する所属の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者が所属ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。
- (5) 始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。
- 2 任命権者は、職員が勤務する所属の業務の状況等を考慮して、前項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが特に必要であると認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。（勤務時間の割振り等の変更）
- 第2条の3** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。
- (1) 勤務時間の割振り等について、職員から変更を希望する旨の申告があった場合において、この申告どおりに変更するとき。
- (2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会が別に定めるところにより変更するとき。（勤務時間の割振り等の申告）
- 第2条の4** 申告は、第2条の2に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに条例第4条第3項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。（勤務時間等申告簿兼割振り簿）
- 第2条の5** 申告及び勤務時間の割振り等は、勤務時間等申告簿兼割振り簿により行うものとし、勤務時間等申告簿兼割振り簿に関し必要な事項は、任命権者が定める。（単位期間等）
- 第2条の6** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める期間（第3項において「単位期間」という。）は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。
- 2 任命権者は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をし

- た職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。
- 3 申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。
- 第3条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。
- 第4条第1項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。））」に、「同条」を「条例第6条第1項」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に、「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。））」を「人事委員会」に改め、同条第3項中「振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。））」を「振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。））」に、「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（第6条第2項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日」を「週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。））」に改め、同項に次の3号を加える。
- (1) 週休日の振替（条例第6条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替（条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (3) 半日勤務時間の割振り変更（条例第6条第1項の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

- 第5条第3項中「公署及び職員の範囲」を「同項第1号に掲げる場合における公署及び職員の範囲並びに同項第2号に掲げる場合に該当する場合」に改める。
- 第7条第2項中「（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。））」を削る。
- 第9条の2の3第1項中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。
- 第11条第11項中「第4条第1項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に、「当該週休日」を「当該週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。
- 第14条中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。
- 第15条第3項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。
- 第16条第4項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。
- 第18条第3項中「第4条第1項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に、「当該週休日」を「当該週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第11号

#### 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の6条を加える。

（条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者）

**第1条の3** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者は、あらかじめ高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議して、別に定めるものとする。

（条例第4条第3項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

**第1条の4** 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、勤務時間の割振り等（条例第4条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3条第3項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第1条の8までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第4条第3項の申告（以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、人事委員会が別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

- (1) 第1条の8第1項に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。
- (2) 1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき1日を限度として職員が指定する日（第4号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、休日（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が別に定める日については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。
- (4) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（任命権者が、職員が勤務する所属の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者が所属ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。
- (5) 始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。

2 県教育委員会は、職員が勤務する所属の業務の状況等を考慮して、前項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが特に必要であると認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。

（勤務時間の割振り等の変更）

**第1条の5** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

- (1) 勤務時間の割振り等について、職員から変更を希望する旨の申告があった場合において、この申告どおりに変更するとき。
  - (2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、人事委員会が別に定めるところにより変更するとき。
- （勤務時間の割振り等の申告）

**第1条の6** 申告は、第1条の4に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに条例第4条第3項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

（勤務時間等申告簿兼割振り簿）

**第1条の7** 申告及び勤務時間の割振り等は、勤務時間等申告簿兼割振り簿により行うものとし、勤務時間等申告簿兼割振り簿に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（単位期間等）

**第1条の8** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める期間（第3項において「単位期間」という。）は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

2 任命権者は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第2条中「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）」を削り、「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）」を「県教育委員会」に改める。

第3条第1項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項にお

いて読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「同条」を「条例第6条第1項」に、「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第3項中「振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）」又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）」のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）」を「振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び第5条第2項において同じ。）」に、「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（第5条第2項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日」を「週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第4条第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 週休日の振替（条例第6条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替（条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (3) 半日勤務時間の割振り変更（条例第6条第1項の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）」のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）」

第4条中「公署及び職員の範囲」を「同項第1号に掲げる場合における公署及び職員の範囲並びに同項第2号に掲げる場合に該当する場合」に改める。

第6条第2項中「（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第10条第10項中「第4条第1項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に、「当該週休日」を「当該週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。

第13条中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

第14条第3項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第4項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

第17条第3項中「第4条第1項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に、「当該週休日」を「当該週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第12号

#### 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の6条を加える。

（条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者）

**第1条の2** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める者は、あらかじめ高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が警察本部長（以下「本部長」という。）と協議して、別に定めるものとする。

（条例第4条第3項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

**第1条の3** 本部長は、勤務時間の割振り等（条例第4条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3条第3項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第4条第3項の申告（以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、人事委員会が別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を

行うことができるものとする。

（1）第1条の7第1項に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

（2）1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で本部長があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき1日を限度として職員が指定する日（第4号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。

（3）前2号の規定にかかわらず、休日（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が別に定める日については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。

（4）月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（本部長が、職員が勤務する所属の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で本部長が所属ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

（5）始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。

2 本部長は、職員が勤務する所属の業務の状況等を考慮して、前項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが特に必要であると認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。

（勤務時間の割振り等の変更）

**第1条の4** 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

（1）勤務時間の割振り等について、職員から変更を希望する旨の申告があった場合において、この申告どおりに変更するとき。

（2）勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会が別に定めるところにより変更するとき。

（条例第4条第3項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

**第1条の5** 申告は、第1条の3に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに条例第4条第3項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

（勤務時間等申告簿兼割振り簿）

**第1条の6** 申告及び勤務時間の割振り等は、勤務時間等申告簿兼割振り簿により行うものとし、勤務時間等申告簿兼割振り簿に関し必要な事項は、本部長が定める。

（単位期間等）

**第1条の7** 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める期間（第3項において「単位期間」という。）は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

2 本部長は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、条例第4条第3項各号のいずれかの職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を本部長に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第2条第1項中「警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

第3条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に、「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改め、同条第3項中「週休日の振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）」を「振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び第5条第2項において同じ。）」に、「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（第5条第2項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日」を「週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第4条第3項及び条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 週休日の振替(条例第6条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替(条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (3) 半日勤務時間の割振り変更(条例第6条第1項の規定に基づき勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。)

第6条第2項中「(条例第11条第1項に規定する休日を用いる。以下同じ。)」を削る。

第8条の2の3第1項中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第10条第10項中「第4条第1項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。

第13条中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

第14条第3項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第4項中「第4条第1項」を「第4条第1項並びに第3項」に、「第6条の規定に基づく週休日」を「第6条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間を割り振らない日」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第13号**

**職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア中「高知県職員の配偶者同行休業に関する条

例」を「高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第40号)第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしていた期間、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例」に改める。

第8条第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 高知県職員の修学部分休業に関する条例(令和7年高知県条例第39号)第2条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかった期間

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第14号**

**時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則(令和7年高知県人事委員会規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の規定」を「第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定」に改める。

第4条の表中

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 以下この条                       | 第6項            |
| の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の | に100分の25を乗じて得た |

を

|                                |                                                                 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 以下この条                          | 以下この項及び第6項                                                      |
| の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を | のうち、時間外勤務手当特例条例第4条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては当該時間に該当 |

する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数の時間を、時間外勤務手当特例条例第5条において読み替えられた時間外勤務手当特例条例第4条第1項ただし書又は時間外勤務手当特例条例第4条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間にあつては当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数をそれぞれ

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。